



鳥取県公報

令和2年7月31日（金）
号外第70号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 給料表の適用範囲に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（10）（給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第10号

給料表の適用範囲に関する規則及び職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>鳥取療育園又は中部療育園の課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)</u>、<u>係長(人事委員会が定めるものに限る。)</u>及び看護師</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥取療育園の看護師</p> <p>(4) <u>中部療育園の看護師及び係長(人事委員会 が定めるものに限る。)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																
<p>別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>職務の級</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> </tr> <tr> <td>組織</td> <td colspan="7">略</td> </tr> <tr> <td>知事の</td> <td colspan="7">略</td> </tr> <tr> <td>事務部</td> <td>共通</td> <td>准看護師</td> <td>看護師</td> <td>係長</td> <td>課長補佐</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局</td> <td></td> <td>准看護師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="7">略</td> </tr> </table>	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	組織	略							知事の	略							事務部	共通	准看護師	看護師	係長	課長補佐			局		准看護師						略	略							<p>別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>職務の級</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> </tr> <tr> <td>組織</td> <td colspan="7">略</td> </tr> <tr> <td>知事の</td> <td colspan="7">略</td> </tr> <tr> <td>事務部</td> <td>共通</td> <td>准看護師</td> <td>看護師</td> <td>係長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局</td> <td></td> <td>准看護師</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="7">略</td> </tr> </table>	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	組織	略							知事の	略							事務部	共通	准看護師	看護師	係長				局		准看護師						略	略						
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																										
組織	略																																																																																																
知事の	略																																																																																																
事務部	共通	准看護師	看護師	係長	課長補佐																																																																																												
局		准看護師																																																																																															
略	略																																																																																																
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																										
組織	略																																																																																																
知事の	略																																																																																																
事務部	共通	准看護師	看護師	係長																																																																																													
局		准看護師																																																																																															
略	略																																																																																																

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。